



# 半田信用金庫の業績について

## 主要計数の状況

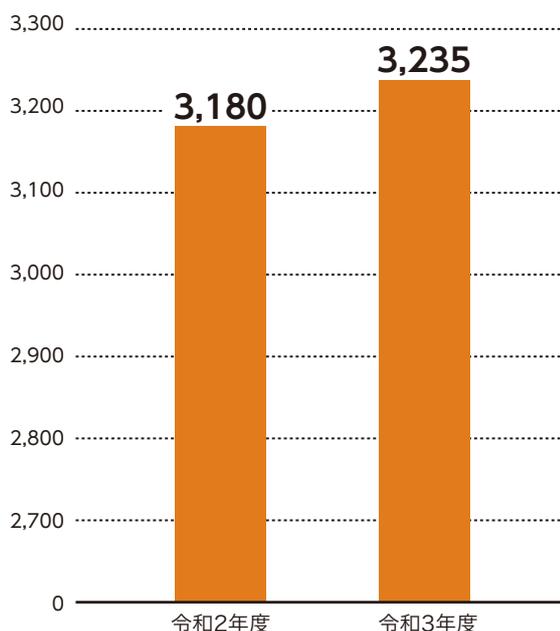
当金庫の業績につきましては、預金は、期末残高3,235億円となり前期比54億円の増加で伸率1.72%でありました。

貸出金は、期末残高で1,375億円となり前期比8億円の減少で伸率は△0.58%でありました。

損益につきましては、当金庫の本業部分の業績を表す業務純益は620百万円、経常利益は678百万円、当期純利益は502百万円となりました。

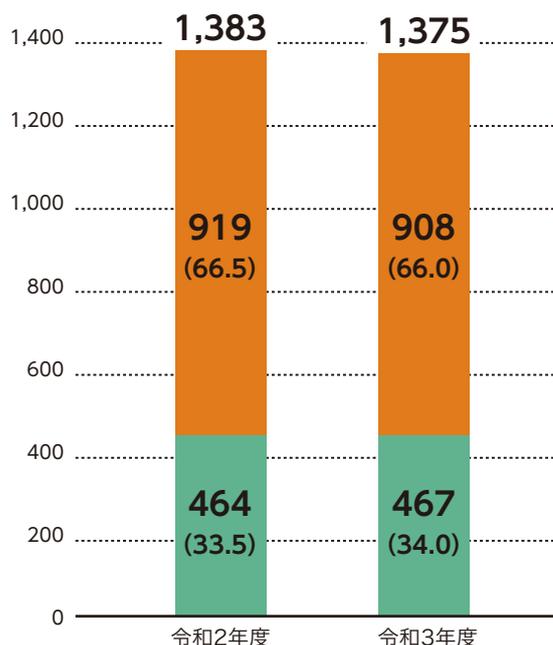
預金・積金残高

(単位:億円)



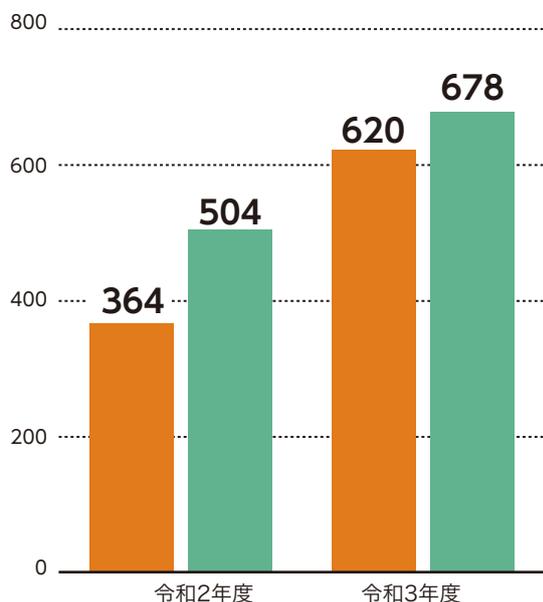
貸出金残高

設備資金 運転資金 (単位:億円、カッコ内は構成比%)



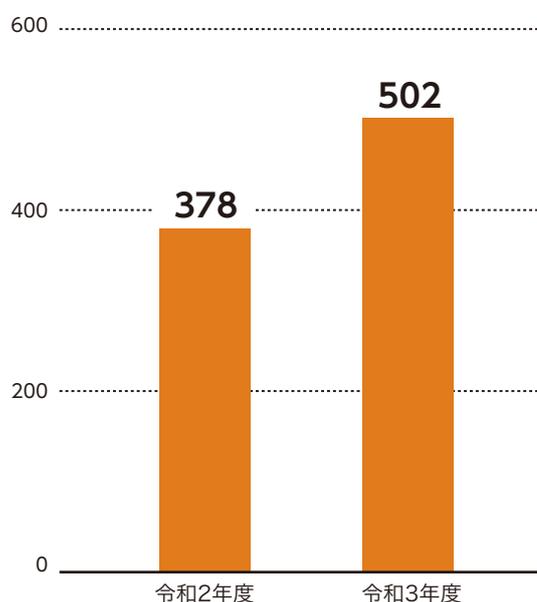
業務純益・経常利益

業務純益 経常利益 (単位:百万円)



当期純利益

(単位:百万円)





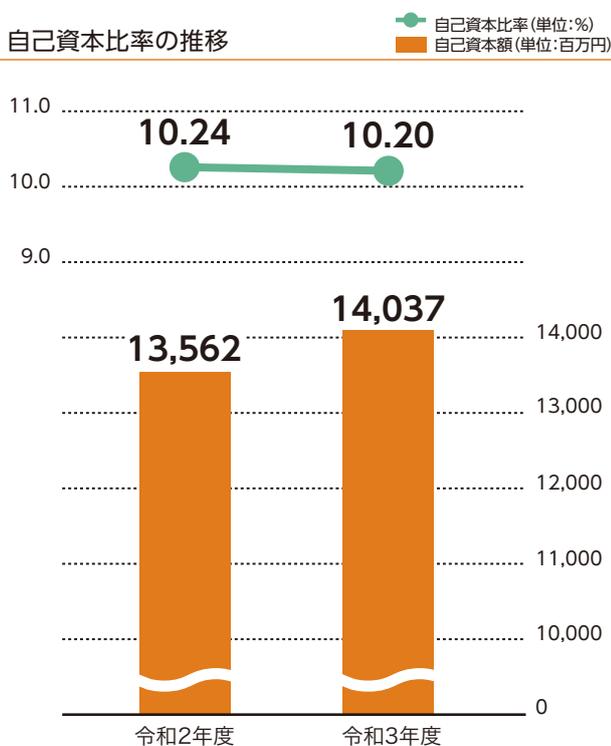
## ■ 自己資本比率

自己資本比率とは、金融機関の経営の健全性・安全性を示す代表的な指標で、貸出金や保有有価証券などの総資産(リスク・アセット)に対して、自己資本(出資金、積立金など)の割合を示す比率です。総資産(リスク・アセット)は資産ごとの信用リスクの度合いに応じて定められた掛け目(リスク・ウエイト)を乗じて算出されます。

令和3年度末の自己資本比率は10.20%で、国内基準の4%以上を大きく上回っており、十分な水準を維持しています。

注：自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年 金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

自己資本比率の推移





# 半田信用金庫の業績について

## ■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

「金融再生法上の正常債権を除く債権額」の合計額は50億9百万円で、これらの債権に対しては、担保・保証により43億1千5百万円が保全されています。また、個別貸倒引当金および一般貸倒引当金として4億6千6百万円を引き当てており、保全率は95.45%と高水準にあります。さらに正常債権に対しても貸倒損失に備え一般貸倒引当金を十分積み立てており、貸出債権は高い健全性を維持しております。不良債権比率は前期比0.34ポイント悪化し、3.63%となりました。引き続き不良債権の改善に努力していきます。

## ■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円,%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和2年度	1,389	1,389	1,027	362	100%	100%
	令和3年度	636	636	393	243	100%	100%
危険債権	令和2年度	3,067	2,935	2,746	188	95.70%	58.84%
	令和3年度	4,270	4,047	3,825	222	94.78%	49.98%
要管理債権	令和2年度	109	103	102	0	94.31%	8.67%
	令和3年度	102	97	97	0	95.19%	10.11%
三月以上延滞債権	令和2年度	1	1	1	0	90.53%	5.39%
	令和3年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和2年度	107	101	101	0	94.36%	8.74%
	令和3年度	102	97	97	0	95.19%	10.11%
小計(A)	令和2年度	4,566	4,428	3,876	551	96.97%	79.96%
	令和3年度	5,009	4,781	4,315	466	95.45%	67.21%
正常債権(B)	令和2年度	133,878					
	令和3年度	132,614					
総与信残高(A)+(B)	令和2年度	138,444					
	令和3年度	137,624					



注1:「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

注2:「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

注3:「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

注4:「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

注5:「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

注6:「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

注7:「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

注8:「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

注9:「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

## 不良債権比率の状況

(単位:%)

